

上和田住宅植栽植樹工事（第1工区）

図面目録

番号	図面名称	縮尺
0	図面目録	
1	植栽工事特記仕様書1	NS
2	植栽工事特記仕様書2	NS
3	付近見取図・全体配置図	1/500
4	植栽平面図	1/300

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事（積算）番号：H28Q12J00140

課長	主幹	課長補佐	主任主査	担当

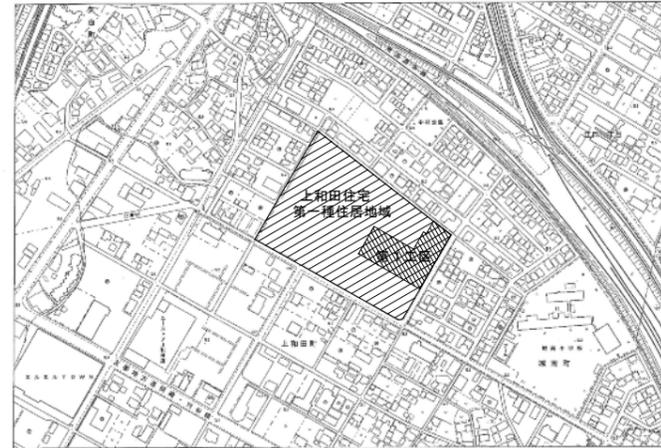
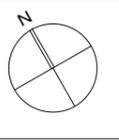
項目	特記事項
【植栽工事】	■総則編 1章 一般共通事項■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	A. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない項目は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工物品質管理要領 なお、公共住宅建設工事共通仕様書で監督員とあるものは、監督職員と読みかえる。この監督職員は、工事監理業務を委託して行われた場合にあつては、工事監理業務の受注者が選任した者を含む者とする。 B. 特記事項は、○印のついたものを適用する。◎印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ◎印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。
1.1.3 設計図書の適用	* 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2)から5)に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成23年4月1日適用)に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/sekkeihennkouyouryou.pdf)
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.2.1 施工管理	「工事監理ガイドライン」(平成21年9月1日策定 国土交通省住宅局建築指導課) : ・適用する ※適用しない * 適用に当たっては、「工事監理ガイドライン」4. (1) 確認項目及び確認方法の例示一覧(別紙)に、確認項目として掲げられた工事内容のうち、「具体的な確認方法」欄に品質管理記録により確認するものについて、(2) 留意事項に留意し、品質管理の記録を監督職員に提出し確認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた確認項目については、この限りでない。 * 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付付国総建第318号国土交通省総合政策局建設課長通知)によるものとする。
1.2.5 電気保安技術者	・適用する ※適用しない
1.2.14 発生材の処理等	1. 大気汚染防止法の改正(平成26年6月1日施行)に基づき、適正に対応すること。 2. 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法:) ※ 無 現場において再利用を図るもの: A. 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の建築物: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データと併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) 3) 建設廃棄物処理計画書(実施書)(様式7) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm ³)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理する。 C. 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 [] * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/nyou/sossenriyou.pdfを参照。)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
引渡し等	A. 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の建築物: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データと併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) 3) 建設廃棄物処理計画書(実施書)(様式7) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm ³)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理する。 C. 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 [] * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/nyou/sossenriyou.pdfを参照。)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
建設副産物	1. 大気汚染防止法の改正(平成26年6月1日施行)に基づき、適正に対応すること。 2. 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法:) ※ 無 現場において再利用を図るもの: A. 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の建築物: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データと併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) 3) 建設廃棄物処理計画書(実施書)(様式7) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm ³)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理する。 C. 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 [] * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/nyou/sossenriyou.pdfを参照。)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
再資源化	1. 大気汚染防止法の改正(平成26年6月1日施行)に基づき、適正に対応すること。 2. 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法:) ※ 無 現場において再利用を図るもの: A. 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の建築物: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データと併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) 3) 建設廃棄物処理計画書(実施書)(様式7) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm ³)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理する。 C. 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 [] * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/nyou/sossenriyou.pdfを参照。)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
分別収集	D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/nyou/sossenriyou.pdfを参照。)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
再生資源の利用	E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/nyou/sossenriyou.pdfを参照。)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
非飛散アスベスト処分	F. 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法:)

項目	特記事項
1.3.1 足場, その他	2. 設置する足場, 棧橋, リフト等の設置 : ※ 建築工事 ・ 本工事 ・ 別契約工事 足場 : (幅 : ・ 0.9 ・ 1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年度版)」の総則編1.3.1足場、その他の2の規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 3. 仮囲い: ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板(H=3.0m) ・波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による 4. 工事用道路, 工事用水, 排水及び特殊仮設:
1.3.4 監督職員事務所	・設ける ※設けない A. 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m ² 程度 B. 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁, 天井: 合板又はせつこうボード張り, 合成樹脂エマルジョインペイント塗り C. 設備, 備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品: 机, いす, 書棚, 行事予定表, ゴム長靴, 雨合羽, 保護帽, 懐中電灯, 寒暖計, 安全帯, 衣類ロッカー, 受注者加入の電話子機, 冷暖房機器, 消火器, 湯沸器, 掃除機 2) 選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。
1.3.5 受注者事務所その他	1. 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 3. 工事PR看板(愛知県建設部「PR看板設置要綱」による): ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。
1.5.1 環境への配慮	A. 「愛知県公共建築グリーン整備基準」(平成19年版): ※適用する(評価シートの作成: ・する ◎しない) ・適用しない B. 「愛知県環境物品等調達方針」(http://www.pref.aichi.jp/0000009402.htmlを参照。)別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。
1.8.1 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/cals/nouhin/を参照。)に基づく。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前: 工事に先立ち、現況を撮影する。 2) 工事中: ①右図(参考図)に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 3) 完成時: カラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。
1.8.4 完成図その他	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他 [] B. 次の図面をマイクロフィルムに撮り、ポリエステルベースA4判に拡大の上、監督職員に提出する。 1) 設計図(変更設計図を含む) 2) 完成図
提出書類	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材(機材)一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。)保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。
常備図書	* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書[平成25年度版](「機材の品質・性能基準」を含む。)
建設業退職金共済制度	* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。
施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。
各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をすること。
	株式会社 丹羽英二建築事務所 上和田住宅植栽植樹工事(第1工区) 図面番号 一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁 縮尺 No. 1 検図 製図 設計 平成26年3月 愛知県建設部建築局公営住宅課

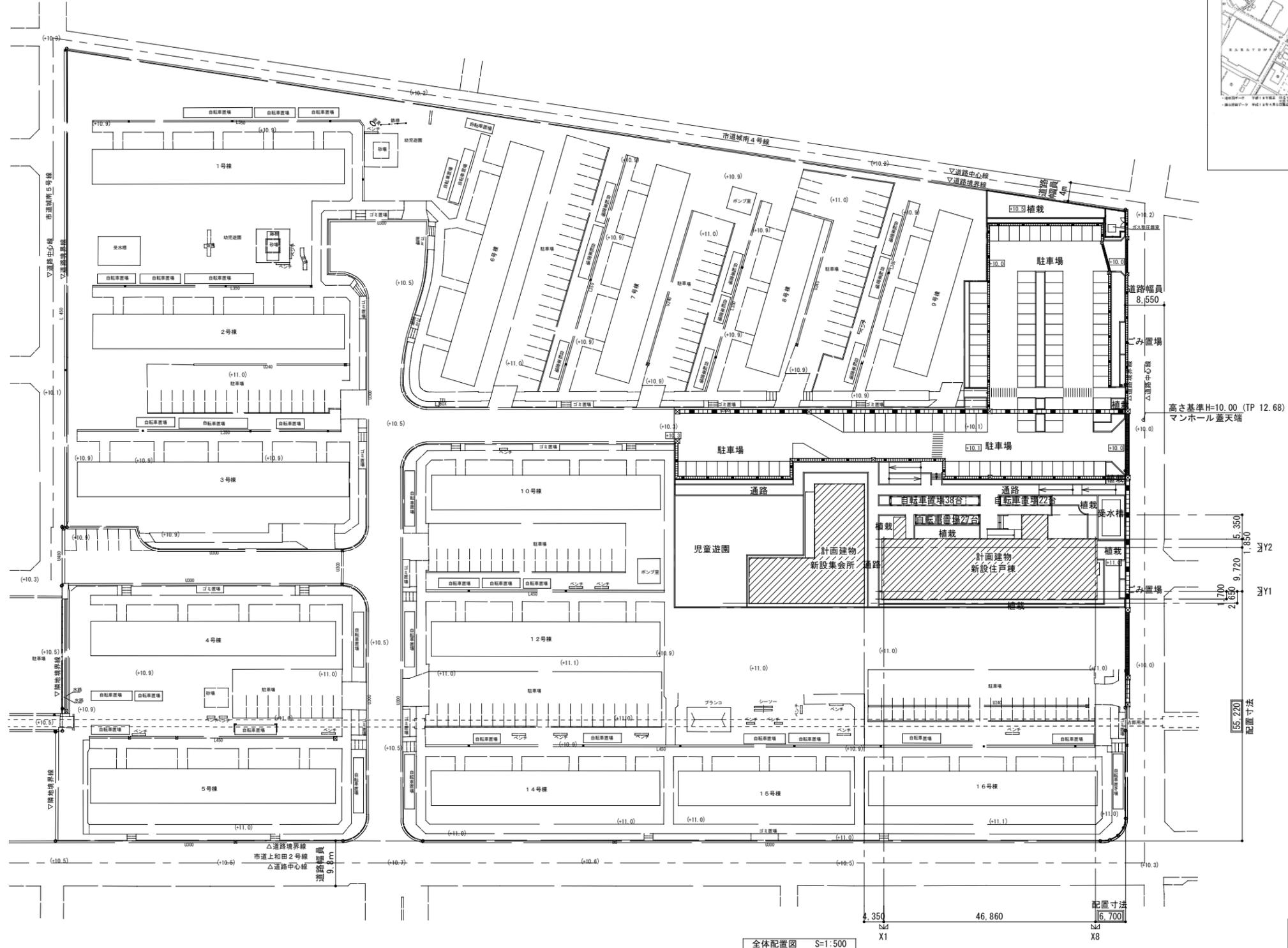
件名		600程度
名称		
位置		
工程		
備考		
撮影年月日		
450程度		

項目	特記事項
<p>工事中の安全管理</p> <p>工事コスト調査の協力</p> <p>光熱水費</p> <p>特定住宅瑕疵担保責任</p> <p>工事費内訳明細書</p> <p>騒音・振動対策</p> <p>排出ガス対策型建設機械</p> <p>貨物自動車等の車種規制</p> <p>特定特殊自動車の燃料</p> <p>工事の下請負</p> <p>施工体制</p> <p>現場代理人</p>	<p>* 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海、東南海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。</p> <p>* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。</p> <p>* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない</p> <p>* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書の提出：・要する ※要しない</p> <p>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。</p> <p>作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：</p> <p>* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））</p> <p>貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 （http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/）</p> <p>* 工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。</p>
<p>3.2.3 埋戻し及び盛土</p> <p>3.2.5 残土処分</p> <p>24.1.2 植栽地の確認等</p> <p>24.2.2 植栽基盤一般</p> <p>24.2.3 材 料</p> <p>24.3.2 材 料</p> <p>24.3.3 新植の工法</p> <p>24.4.2 材 料</p> <p><屋上緑化></p> <p>24.5.2 植栽基盤</p> <p>24.5.3 材 料</p>	<p>■建築編 3章 土 工 事■</p> <p>※発生土の中の良質土 ・山砂 建設発生土の利用指定：※無 ・有 [] からの建設発生土を利用する</p> <p>※構内処理 ・構外搬出（処分地の指定：※無（自由処分） ・有 [] に搬出し、利用する） * 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に行う。</p> <p>■建築編 24章 植栽等工事■</p> <p>*枯補償の期間は、工事目的物引き渡しの日から1年とする。</p> <p>1. 土壌の水素イオン濃度（pH）試験： ・行う ※行わない 水溶性塩類（EC）試験： ・行う ※行わない その他の試験： ・行う（試験方法： ） ※行わない</p> <p>1. 植栽基盤整備工法： ・適用する ※適用しない 3. 植栽基盤に浸透した雨水排水 暗渠、開渠、排水層、縦穴排水等：図面による 5. 土壌改良材： ・適用する ※適用しない *客土の種類：㎡当たり、次による 1）さば土： 0.84㎡ … 雑物を含まない山さば土の良品 2）人工堆肥：150kg … 有機質（樹木の皮葉等）のものを換気発酵 3）固形肥料：1kg … 窒素・りん酸・カリ肥料を6：4：3の割合としたもの</p> <p>1. 植込み用土： ※客土 ・現場発生土（良質土） 2. 土壌改良材の種類：（ ）</p> <p>2. 樹木の樹種、寸法、株立数：図面による 刈込みもの： ・適用する ※適用しない</p> <p>4. 支柱：図示による</p> <p>3. 吹付けは種用種子等 種類、量：図面による 4. 地被類 樹種、芽立数、コンテナ径、単位面積当たりのコンテナ数：図面による コウライシバ等の客土及び目土：次による 1）厚さ：・20 ・50 ※100 mm 2）目地張りの目地幅：◎0 ・2 ※3 ・5 cm</p> <p>1. （2）土壌層の厚さ：図面による</p> <p>1（3）排水層： ・適用する（軽量骨材厚さ ） ※適用しない 4. 樹木、芝、地被類の樹種、寸法、株立数の数量：図面による</p>

項目	特記事項											
<p>24.5.4 工 法</p>	<p>刈込みもの： ・適用する ※適用しない</p> <p>5. 見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等：図面による</p> <p>1. 風圧力（平成12年5月31日付建設省告示第1458号）に対応した固定工法 図面による</p> <p>5. 支柱の設置、形式：図面による</p> <p>6. かん水装置の設置、種類：図面による</p>											
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 丹羽英二建築事務所</td> <td>上和田住宅植栽植樹工事(第1工区)</td> <td rowspan="2">図面番号 No. 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁</td> <td>植栽工事特記仕様書2</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 平成26年3月</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅植栽植樹工事(第1工区)	図面番号 No. 2	一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		植栽工事特記仕様書2	検 図	製 図	設 計 平成26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課
株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅植栽植樹工事(第1工区)	図面番号 No. 2									
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		植栽工事特記仕様書2										
検 図	製 図	設 計 平成26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課									



付近見取図 S=1:5,000



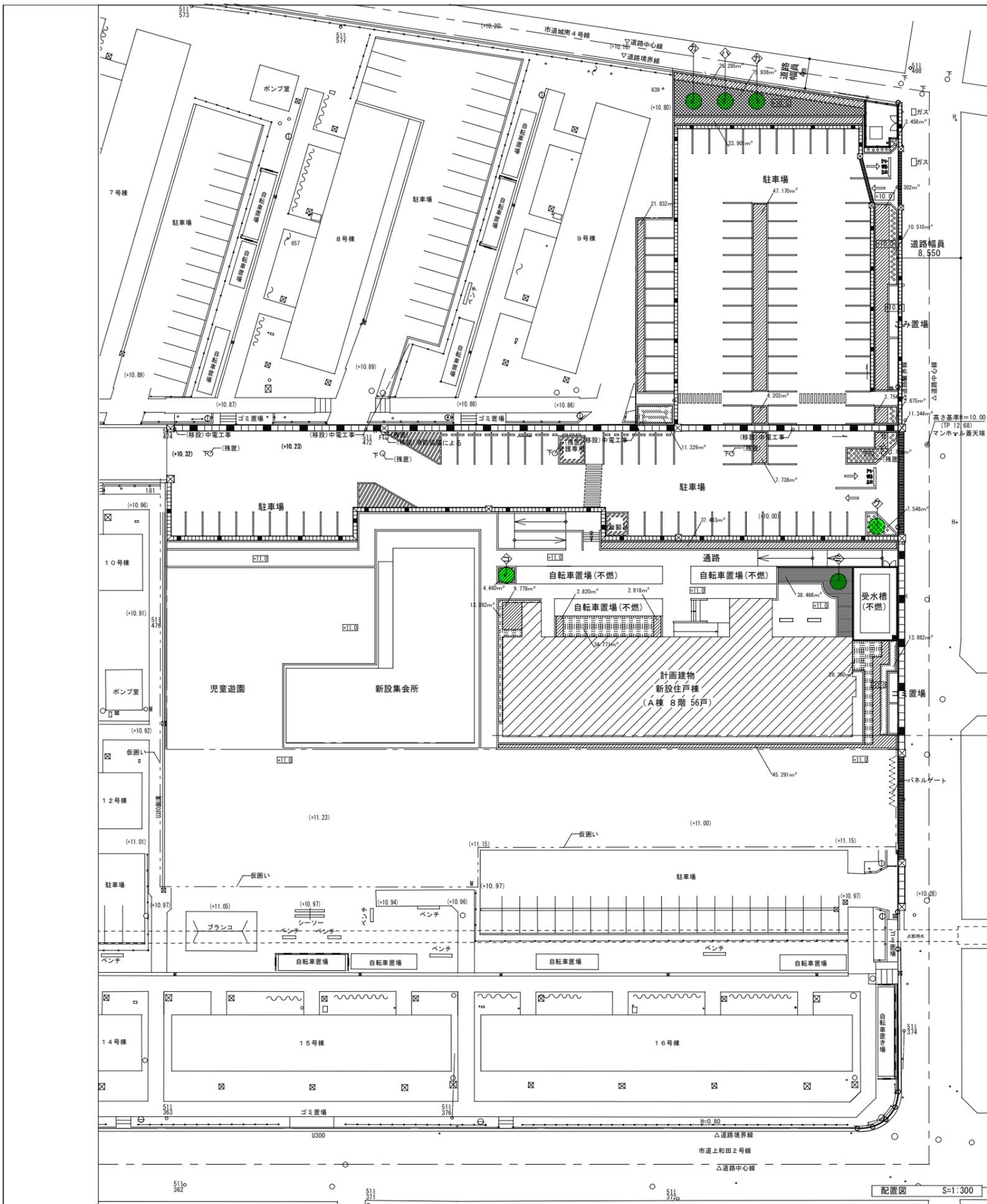
全体配置図 S=1:500

枠内: 工事範囲を示す

住棟配置は、南側道路境界線に平行とする

- 凡例
- 計画レベル
 - (-) 現況レベル
 - Z0 (設計GL) = 11.00 (TP13.68)

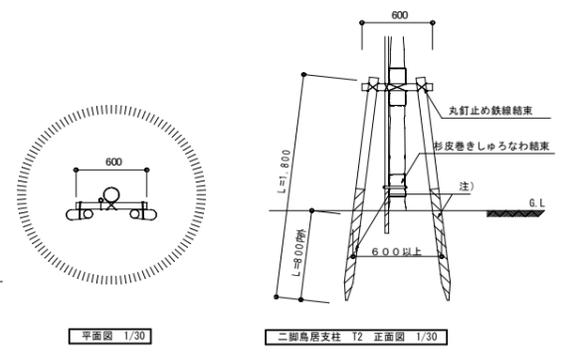
株式会社 丹羽英二建築事務所	上和住宅植栽補樹工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	付近見取図・全体配置図	縮尺 A1: 1/500 A3: 1/1000
No. 3	設計 平成26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課



植栽工事凡例

表示	名称	高さ	目通り	葉張り	容土量 (m ³) (1本あたり)	密度	数量	単位	支柱	名板(A)	名板(B)	備考
[Symbol]	オカメザサ	—	—	—	—	20株/m ² シヤ径7.5cm	26.3	m ²	—	1	—	1株 3芽立
[Symbol]	アベリア	0.5	—	0.3	—	4本/m ²	302	本	—	1	—	
[Symbol]	タマリユウ	—	—	—	—	22株/m ² シヤ径7.5cm	258	m ²	—	—	—	1株 5芽立
[Symbol]	ヒラドツツジ	0.3	—	0.3	0.020	4本/m ²	100	本	—	2	—	
[Symbol]	ボックスウッド	0.5	—	0.25	0.026	4本/m ²	136	本	—	3	—	
[Symbol]	ジンショウグ	0.3	—	0.2	—	4本/m ²	151	本	—	1	—	
[Symbol]	カナメモチ	1.2	—	0.3	0.049	—	2	本	T2-S	—	2	
[Symbol]	ハナノキ	3.0	0.12	0.6	0.112	—	1	本	T2-S	—	1	
[Symbol]	クロガネモチ	3.0	0.15	0.8	0.209	—	1	本	T2-S	—	1	
[Symbol]	ハナミズキ(白)	2.0	—	0.5	0.111	—	1	本	T2-S	—	1	
[Symbol]	コデマリ	1.0	—	—	0.049	—	1	本	—	1	—	3本立
[Symbol]	砂利敷き 整地 (F-12)	—	—	—	—	—	73.9	m ²	—	—	—	

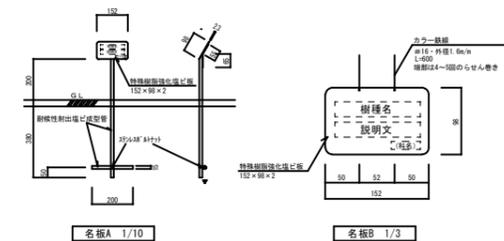
植栽位置は監督員の承諾の上、決定とする。



寸法表

T2-S	杉丸太実口60 L=1,800 造木 杉丸太 L=4,000内外 実口30
T2	杉丸太実口60 L=1,800 造木なし

注) 斜線部分は焼丸太、又は防腐剤塗り(特記なき場合は、防腐剤塗り)。



枠内: 工事範囲を示す

凡例
 [Symbol] 計画レベル
 [Symbol] 現況レベル
 Z0 (設計GL) = 11.00 (TP13.68)

F-12	砂利敷き 整地
備考	

名板設置工(A・B)材料表

名称	仕様	材積表	備考
特殊強化塩ビ板	152×88×2mm	特殊強化塩ビ板	
名板設置工	152×88×2mm (2枚)	152×88×2mm (2枚)	

注意事項
 1. 樹種名は長短により、文字の大きさを20~30mm、太さを3~5mmとする。
 2. 文字は丸コシック体でシルク印刷とする。
 3. 説明文は監督員の承諾をうけたものとする。
 4. (B)の取付位置は第1株又は第2株とする。
 5. 板・数線等は第三者に危害のないよう、端部等の処理を行う。

株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅植栽補樹工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号	植栽平面図	縮尺 A1: 1/300 A3: 1/600
濱田 仁	設計	No. 4
検図	製図	平成26年3月
		愛知県建設部建築局公営住宅課